

平成27年12月16日

「平成28年度税制改正大綱」について

一般社団法人全国軽自動車協会連合会

会長 松村 一

軽自動車の販売が落ち込んでいる中、「平成28年度税制改正大綱」において、当連合会が要望していた「軽自動車税における環境性能割の税率の上限2%」や「現行の軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の適用期限の1年延長」を決定いただいたことを歓迎いたします。

また、新たに導入される軽自動車税における環境性能割において、自動車取得税の現行エコカー減税よりも課税対象の範囲が限定されたことを評価しております。

ご尽力いただいた関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。

当連合会は、今回の税制改正大綱を踏まえつつ、多くの軽自動車ユーザーの税負担が軽減されるよう、引き続き努力してまいります。

以上